

第1四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 月刊建設物価ほか3点 買入	図書	一般財団法人建設物価調査会大阪事務所	¥2,681,980	R4.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
2	令和4年度 月刊積算資料ほか4点買入	図書	一般財団法人経済調査会関西支部	¥2,098,847	R4.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
3	令和4年度 自治体版土木工事積算基準データ借入	図書	一般財団法人日本建設情報総合センター	¥8,800,000	R4.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
4	埠頭直営業務用小型貨物トラック継続借入(その2)	自動車賃貸	大阪トヨタ自動車株式会社	¥924,000	R4.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 月刊建設物価ほか3点買入

令和4年度 月刊積算資料ほか4点買入

2 契約の相手方

一般財団法人 建設物価調査会

一般財団法人 経済調査会

3 随意契約理由

本案件は、上記法人が令和4年度に発行（月刊・季刊）する「建設物価」及び「積算資料」等の書籍及びそれら書籍の掲載価格を電子化したデータベースの買入を行うものである。

請負工事の積算基準において、材料単価等の採用については、一般財団法人建設物価調査会が発行する「建設物価」等の掲載価格と、一般財団法人経済調査会が発行する「積算資料」等の掲載価格を比較し、廉価な方を採用するものである。

また、当局が運用する設計積算システムでは、両法人の電子データを使用して単価データベースに登録・更新等を行っているものであり、「建設物価」及び「積算資料」等の書籍及び電子データベースは、請負工事の積算業務に必要な不可欠なものである。

当該書籍及びデータベースは上記法人が出版元である。書籍については上記法人と年間購読契約することで割引価格での購入が可能であり、データベースについては他者から入手して使用することは不可能なものである。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 自治体版土木工事積算基準データ借入

2 契約の相手方

一般財団法人 日本建設情報総合センター

3 随意契約理由

本案件は令和4年度版「国土交通省土木工事標準積算基準書」を電子化したデータの借入を行うものである。

当局では土木請負工事の積算に当たって「国土交通省土木工事標準積算基準書」を使用しているが、本借入データはその「共通編」、「河川・道路編」、「電気通信編」、「機械編」の積算歩掛や工種体系等を電子データ化したものである。

当局が運用する設計積算システムは当該データを使用して毎年度改定される積算基準データを更新する仕様となっているため、当該データは工事積算に必要不可欠なものである。

また、当該データは、上記法人のみが作成・提供することが可能となっており、その利用は上記法人との1年単位の契約のみに限定されている。

以上の理由により、上記法人への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

埠頭直営業務用小型貨物トラック継続借入（その2）

2 契約の相手方

大阪トヨタ商事株式会社

3 随意契約理由

本件は、海務課（埠頭）直営班における上屋等施設の維持管理業務（雨漏り等の不具合発生時の対応及び補修に必要な機材等の運搬）において必要不可欠な小型貨物トラック（以下、車両という。）の借入の延長を行うものである。

現在、海務課で使用している車両は大阪トヨタ商事株式会社と令和2年12月1日から令和4年3月31日まで継続借入契約を締結している。令和4年4月1日からは購入した車両を使用する予定だったが、入札を2回するも結果不調となった。再発注を検討したが、新型コロナウイルス感染症の影響により納期が不安定と分かったため今年度の再発注は断念した。また、来年度も新型コロナウイルスの影響は続くと考えられることから、来年度予算要求を行い令和5年度に買入し、購入までの間は、現在使用している車両の借入を引き続き行うことで対応することとした。

上記業者に確認したところ継続して令和4年4月1日から令和6年3月31日まで貸し出しが可能と回答があり、なおかつ別業者と新規リース契約を新たに結ぶより大幅な経費の削減が図れるものであることから、現在使用している車両の借入を延長するものである。

以上の理由により本件については、上記契約の相手方への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（埠頭）